

仕様書

鶴岡市議会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託

鶴岡市選挙管理委員会事務局

設置場所・箇所数 別紙「工区（投票区）別 ポスター掲示場設置数（鶴岡地域）」に記載のとおり

型式・構造 下図のとおり

※掲示板は、次の区切りで4分割の状態になっている

「注意書～No.12」「No.13～No.24」「No.25～No.36」「No.37～No.45」

委託期間（設置） 令和7年9月8日から令和7年10月17日まで

期 間 令和7年9月8日（月）から令和7年9月26日（金）まで

- 留意事項
1. 掲示板は、旧西郷コミセン前に積んでおくので、上記の種類を間違えないよう注意の上、搬出すること。
 2. 既存の構築物（ブロック塀等）を利用し設置することも可能であるが、倒壊や破損の恐れがあるので、厳重に注意すること。
 3. 交通標識、消火栓、営業看板等に影響を与えぬよう注意すること。
 4. 車や人の交通安全について注意すること。
 5. 作業の際、土地・建物の所有者・管理者と連絡を取り、トラブルが発生しないように注意すること。

（管理）

設置から撤去までの間は、その管理について十分注意を払うとともに、掲示場に損傷等があった場合は、直ちに修復を図ること。

（撤去）

期 間 令和7年10月6日（月）から令和7年10月17日（金）まで

- 留意事項
1. 撤去後の敷地等については、原状復旧とする。
 2. 掲示板を除き、撤去した資材等は、設置業者がすべて引き取ること。
 3. 撤去後の資材等の処分・使用は自由であるが、法令に従い適切に行うこと。
 4. 撤去した掲示板は、旧西郷コミセン前に返却すること。なお、貼付してあるポスターは、そのままの状態で返却すること。

（その他）

1. 業務予定表を事前に提出すること。
2. 設置・撤去完了の際は、必ず報告するとともに、各掲示場の写真（着手前・設置・撤去後）を提出すること。

掲示板作成は別途。
掲示板及び掲示場設置、撤去を行う

